

県内事業者に対する新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援施策

令和3年7月30日時点

最新情報につきましては、必ずリンク先のホームページや窓口で御確認をお願いします。※黄色セル: 今回の更新箇所

	目的	事業名	給付・補助金額等	実施	窓口
事業を守る	緊急事態宣言に伴う広島県の要請に基づいて、5月16日から6月20日までの全ての日において、営業時間の短縮および休業を実施した『(建築物の床面積の合計が)1,000平方メートルを超える大規模施設の運営事業者』および『大規模施設に入居するテナント事業者』へ協力を支給	広島県大規模施設等協力金(令和3年度第1期、第2期) <small>申請受付(第1期):R3.6.1~R3.7.20(映画館運営事業者及び映画配給会社については8月20日まで受付) 申請受付(第2期):R3.7.5~R3.8.20</small>	【営業時間の短縮の場合】 1日あたり給付額×(要請に応じて短縮した時間÷従来の営業時間)×対応日数 【休業の場合】 1日あたり給付額×対応日数 ■1日あたり給付額 ・大規模施設:20万円/店舗の床面積1,000平方メートルごと ・テナント:2万円/店舗の床面積100平方メートルごと	県	広島県大規模施設等協力金センター事務局 (コールセンター) TEL:082-225-8516
	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、令和3年6月2日から令和3年6月20日を令和3年度第2期として、県の要請に協力いただいた事業者へ感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第2期)を支給	広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第2期) <small>令和3年6月2日から令和3年6月20日までの要請対象の方</small> 申請受付:R3.6.21~R3.8.10	【中小企業】 時短 3.0~9.0万円/日 休業 3.5~9.5万円/日 【大企業】 時短 最大19万円/日 休業 最大19.5万円/日	県	広島県協力支援金センター TEL:082-248-6851
	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、令和3年6月21日から令和3年7月11日を令和3年度第3期として、県の要請に協力いただいた事業者へ感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第3期)を支給	広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第3期) <small>令和3年6月21日から令和3年7月11日までの要請対象の方</small> 申請受付:R3.7.12~R3.8.25	【中小企業】 時短 2.0~7.0万円/日 休業 2.5~7.5万円/日 【大企業】 時短 最大19万円/日 休業 最大19.5万円/日 ※感染状況の改善に伴い、要請期間を変更(短縮)する場合があります。	県	広島県協力支援金センター TEL:082-248-6851
	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、令和3年8月4日から令和3年9月12日を令和3年度第4期として、県の要請に協力いただいた事業者へ感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第4期)を支給	広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第4期) <small>令和3年8月4日から令和3年9月12日までの要請対象の方</small> 早期給付申請:R3.8.10~R3.8.23 ※本申請は、要請期間の終了日までにホームページで公表	【中小企業】 時短 2.0~7.0万円/日 休業 2.5~7.5万円/日 【大企業】 時短 最大19万円/日 休業 最大19.5万円/日 ※感染状況の改善に伴い、要請期間を変更(短縮)する場合があります。	県	広島県協力支援金センター TEL:082-248-6851
	緊急事態措置や県の集中対策実施に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した県内中小事業者に対して、国の「月次支援金」に加えて、県独自の幅広い支援を実施	頑張る中小事業者月次支援金 【受付】 5月分:R3.6.21~R3.8.20 6月分:R3.7.1~R3.8.31 7月分:R3.8.1~R3.9.30	対象月の売上が30%以上減少の場合 【中小法人】 1事業者当たり上限20万円/月 【個人事業者】 1事業者当たり上限10万円/月 ※対象月において、国の支援制度「月次支援金」の対象となる場合は、国の支援金に加えて県も給付	県	頑張る中小事業者月次支援金センター TEL:082-248-6853
	4~7月の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の影響で飲食店との取引減少、不要不急の外出自粛により売上が50%以上減少した事業者へ支援金を支給	飲食店の時短営業、不要不急の外出・移動の自粛の影響を受ける者への月次支援金の支給 【受付】 4・5月分:R3.6.16~R3.8.15 6月分:R3.7.1~R3.8.31 7月分:R3.8.1~R3.9.30 8月分:R3.9.1~R3.10.31	対象月の売上が50%以上 中小法人等:上限20万円/月 個人事業者等:上限10万円/月	国	月次支援金事務局 相談窓口 (申請者専用) 0120-211-240 (IP 電話等から) 03-6629-0479
イベント中止等	【文化芸術等】 緊急事態宣言等で公演・展示会・遊園地が中止・休園	コンテンツグローバル需要創出促進事業 申請期限 ~R4.1.31(ただし実施時期により期限の前倒しあり)	《公演の開催費用等支援》 収益基盤の強化に資する公演や公演動画の海外向け配信を支援 上限3,000万円 補助率 1/2 《キャンセル費用支援》 延期・中止した公演や展示会、休園した遊園地等に関するキャンセル費用やPR動画の制作配信を支援 上限2,500万円 補助率 10/10	国	J LODlive2 補助金事務局 映像産業振興機構(VIPO)まで 0120-68-7322 (受付時間:土日祝日を除く10:00~17:00)
	【文化芸術】 緊急事態宣言等で公演・展示会等が中止	ARTS for the future! コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業 ※2次募集は、改めて御案内	《積極的取組支援・キャンセル費用支援》 文化芸術団体の積極的に実施する公演等に対する支援、または公演等のキャンセル料(関係の固定費を含む)を最大2,500万円 補助 等	国	ARTS for the future! 事務局 映像産業振興機構(VIPO) TEL:0120-510-335
	【スポーツ】 緊急事態宣言等でスポーツイベント等が中止	スポーツイベント開催等支援事業 申請期限 ~R3.8.20	《全国規模のスポーツイベント等開催等支援》 緊急事態宣言に伴うスポーツイベントのキャンセル費用最大2,500万円 補助 等	国	スポーツ庁参事官 (民間スポーツ担当) TEL:03-6734-3943

目的		事業名	給付・補助金額等	実施	窓口
事業を守る	資金調達	売上減で資金繰りが厳しい 日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資 <small>※令和3年年12月末まで制度延長(予定)</small>	売上急減等の場合、特別利子補給制度との併用により、3年間実質無利子化 ・3年間実質無利子 ・最長5年間元本据置 ・実質無利子化の融資上限 ◆公庫(国民)6千万円 ◆公庫(中小・商工中金)3億円	国	【日本政策金融公庫】 (国民生活事業) 広島支店 082-244-2231 呉支店 0823-24-2600 尾道支店 0848-22-6111 福山支店 084-922-6550 (中小企業事業) 広島支店 082-247-9151 【商工組合中央金庫】 広島支店 082-248-1151 福山支店 084-922-6830 広島西部支店 082-277-5421
	事業再構築	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、上限1億円までを最大2/3(中堅は1/2)で補助 事業再構築補助金 <small>第3回公募 R3.7下旬~予定 ※ ※複数回公募実施予定</small>	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、上限1億円までを最大2/3(中堅は1/2)で補助	国	事業再構築補助金事務局 <ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話> 03-4216-4080
	設備導入	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 <small>7次締切 ~R3.8.17 ※ ※複数回公募実施予定</small>	■補助上限:[一般型]1,000万円,[グローバル展開型]3,000万円 ■補助率: 【通常枠】中小企業:1/2,小規模企業者・小規模事業者:2/3	国	ものづくり補助金事務局 TEL:050-8880-4053
	販路拡大	感染防止対策をしつつ、販路を開拓したい小規模事業者へ最大100万円まで最大3/4補助 小規模事業者持続化補助金 <small><一般型>6次締切 ~R3.10.1※ ※複数回公募実施予定 <低感染リスク型ビジネス枠> 3次締切 ~R3.9.8※ ※複数回公募実施予定</small>	小規模事業者へ最大100万円まで3/4補助 さらに緊急事態宣言の影響で本年1~5月のいずれかの月の売上が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減なら補助金総額に占める感染防止対策費の上限を最大25万円→最大50万円に引き上げ	国	小規模事業者持続化補助金 (低感染リスク型ビジネス枠) コールセンター TEL:03-6731-9325
		ニューノーマルな小売事業モデルの事業化支援プログラム始動~補助総額1.8億円、補助率9/10で事業化を支援~ 小売業ECイノベーション実装支援事業(ED-EGGS)	ニューノーマルに対応した小売事業モデルの構築にチャレンジする広島県内の小売事業者を募集 最終的に5事業者程度を採択し、事業化経費について、補助率9/10で総額1.8億円を補助(※1事業者あたりの補助額が2,000万円以上となる事業を採択します。)	県	小売業ECイノベーション実装支援事業事務局 E-mail:ec-d-eggs@s-inc.asia
	テレワーク	ITツールの導入により、業務における接触機会を低減したい事業者へ最大450万円まで最大2/3補助 IT導入補助金 <small>公募期間 3次締切 9月中予定※複数回公募実施予定</small>	業務の効率化および接触機会の低減に資するITツール等の導入費用を最大450万円まで最大2/3補助 ※テレワーク用のクラウド対応したITツール導入(ソフトウェア、クラウド利用料等を支援するテレワーク対応類型は最大150万円)	国	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター TEL:0570-666-424
		良質なテレワークの新規導入・実施により、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業者へ助成 人材確保等支援助成金(テレワークコース)	機器等導入助成:1企業あたり、支給対象となる経費の30% 目標達成助成:1企業あたり、支給対象となる経費の20%(生産性要件を満たす場合35%) ※ただし、次のいずれか低い方の額を上限 ・1企業当たり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人当たり20万円	国	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL:082-221-9247
	観光事業	観光拠点を再生して地域の魅力と収益力を高めたい 既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業 <small>・交通連携型 ~R3.9.17</small>	【交通連携型】観光分野の事業者と交通事業者が連携し、交通を軸とした観光における地域への誘客促進や付加価値向上を目指す取組の支援	国	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業事務局 TEL:03-6633-3835
		県内の宿泊事業者に対し、感染対策に資する設備や物品の導入等に要する経費や、ワーケーション等に対応した施設改修など前向き投資に係る経費の支援 宿泊事業者向け感染拡大防止対策等支援事業補助金 <small>申請受付:~R3.12.28</small>	【対象】 県内において旅館業を営む宿泊事業者 【補助率】 ・申請日前日までに支出した経費:1/2 ・申請日以降に支出する経費:3/4 【補助対象事業費】 上限1,000万円,下限10千円 【補助限度額】※補助率3/4の場合 上限750万円,下限7万5千円 【補助対象経費】 令和2年5月14日~令和3年12月28日までに支出した経費 【申請期間】 令和3年6月28日~令和3年12月28日	県	宿泊事業者向け感染拡大防止対策補助金事務局 082-512-1403 ○コールセンター対応時間 月曜日~金曜日 9時30分~12時00分 13時00分~17時00分 (土・日・祝は除く)

目的		事業名	給付・補助金額等	実施	窓口
雇用を維持 を守る	雇用を維持したい	雇用調整助成金 (緊急雇用安定助成金を含む)	雇用調整(休業等)を実施する事業主に対し、休業手当等の一部を助成(新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業主には特例措置あり) 【通常】 ・助成額: 上限8,370円/日 ・助成率: 2/3(大企業は1/2) 【特例措置(R3年9月末まで継続)】 ○原則的な措置<<全国>> (地域・業況特例に該当しない事業主) ・助成額: 上限13,500円/日 ・助成率: 最大9/10(大企業は3/4) ○地域特例<<緊急事態宣言等の区域>> (知事の要請に協力する事業主) ・助成額: 上限15,000円/日 ・助成率: 最大10/10 ○業況特例<<全国>> (前年または前々年同期の売上高等が30%以上減少している事業主) ・助成額: 上限15,000円/日 ・助成率: 最大10/10 ※特例措置については、現時点(R3.7.28)のものであり、今後の感染状況等によっては、延長や見直しの可能性があります。	国	広島労働局 (082-502-7832) 各ハローワーク コールセンター (0120-60-3999)
	国の雇用調整助成金等の申請手続きに必要な費用を支援	雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の中小企業・個人事業主を対象に、国の雇用調整助成金等の申請手続きに必要な費用を支援 ・補助額: 上限10万円(1事業者1回限り) ・補助率: 10/10 ・申請期限: R3年12月末まで	県	広島県 商工労働局 雇用労働政策課 TEL:082-513-2838
	在籍出向で雇用を維持したい 在籍出向の人材を活用したい	在籍型出向支援	○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小などを行う企業が、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」を活用し、従業員の雇用維持を図る取組 ○公益財団法人産業雇用安定センターが「在籍型出向」のマッチングを支援	国	公益財団法人産業雇用安定センター 広島事務所 (082-545-6800) 福山駐在事務所 (084-927-3511)
		産業雇用安定助成金	出向中の費用を出向元・先双方に最大で中小は9/10、大企業は3/4助成(日額最大12,000円 出向元・先の計) さらに出向に係る初期費用1人当たり最大15万円助成	国	広島労働局 (082-502-7832) 各ハローワーク コールセンター (0120-60-3999)
	コロナで離職を余儀なくされた方を雇いたい ※シフトの減で実質的に離職と同様の状態にある方も含む	新型コロナウイルス感染症対応トライアル助成金	・新型コロナウイルス感染症対応 トライアルコース 一人当たり月額4万円助成 (雇入れの日から最長3カ月間) ・新型コロナウイルス感染症対応短時間 トライアルコース 一人当たり月額2.5万円助成 (雇入れの日から最長3カ月間)	国	広島労働局 (082-502-7832) 各ハローワーク コールセンター (0120-60-3999)
	コロナで離職を余儀なくされた建設労働者を雇いたい	新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金	■総支給額上限: 120万円(1人当たり) (20万円/月×3ヶ月×2期)	県	広島県土木建築局 建設産業課 入札制度グループ TEL:082-513-3821
休業支援	休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 休業した期間・申請期限 ・令和2年10月～令和3年6月: 令和3年9月30日(木) ・令和3年7月～9月: 令和3年12月31日(金)	新型コロナウイルス感染症等の影響により休業させられた労働者(パート・アルバイト含む)のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対し支給(大企業で働く一部の従業員も対象) 【R3年4月末までの休業】 ○原則的な措置<<全国>> ・助成額: 上限11,000円/日 ・助成率: 8/10 【R3年5月～12月の休業】 ○原則的な措置<<全国>> (地域特例に該当しない場合) ・助成額: 上限9,900円/日 ・助成率: 8/10 ○地域特例<<緊急事態宣言等の区域>> (知事の要請に協力する場合) ・助成額: 上限11,000円/日 ・助成率: 8/10 ※原則的な措置や地域特例については、現時点(R3.7.28)のものであり、今後の感染状況等によっては、延長や見直しの可能性があります。	国	問い合わせ先 <コールセンター> 0120-221-276